

広島県告示第五百二号

化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年五月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部を改正する告示

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成十四年広島県告示第七百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四の二のQcj中「一一の項」を「二二の項」に改める。

別表第二の一の項中「一一の項」を「二二の項」に改め、同表に次のように加える。

一一二 百四十七号） は事業場	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百四十七号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成二十四年五月二十五日
-----------------------	--	--------------

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百四十七号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十二条第二項の規定により同条第一項の規定の適用が猶予されるものについては、平成二十四年十一月二十四日までの間は、この告示による改正後の化学的酸素要求量に係る総量規制基準の規定は適用しない。